

<別紙>

那覇市立森の家みんな条例施行規則

(利用料金の免除)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の全部又は一部を免除するものとする。

- (1) 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律(昭和31年法律第40号)第2条に規定する給与を受けている者の保護する児童及び生徒が利用する場合
- (2) 特別支援学校の児童及び生徒並びに小学校及び中学校の特別支援学級(学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条の特別支援学級をいう。)の児童及び生徒並びにその引率者が利用する場合
- (3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条の児童福祉施設(保育所及び児童厚生施設を除く。)に入所し、又は通っている者及びその引率者が利用する場合
- (4) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者が利用する場合
- (5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者が利用する場合
- (6) 知的障害者(児童相談所若しくは知的障害者更生相談所の長又は精神科医により知的障害と認定された者をいう。)及びその引率者が利用する場合
- (7) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその引率者が利用する場合

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 本市が主催又は共催する行事に利用する場合
- (2) 他の地方公共団体が主催する行事に利用する場合
- (3) その他指定管理者が特別の理由があると認める場合

那覇市立森の家みんな条例施行規則

(利用料金の免除)

第4条 条例第10条第1項に規定する場合において、指定管理者が利用料金の全部又は一部を免除する額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 宿泊料金 該当する者の人数分の額
- (2) 該当する者を主たる構成員とする団体の施設利用料金 全額

2 条例第10条第2項に規定する場合において、指定管理者が利用料金の全部又は一部を免除することができる額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市が単独で主催する行事に利用する場合 全額
- (2) 本市が共催する行事に利用する場合 利用料金の2分の1の額
- (3) その他指定管理者が特別の理由があると認める場合 指定管理者が必要と認める額